

令和3年10月6日

治山林道課長

交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）

このことについて、土木部では令和3年9月30日で技術管理課長から通知されています。

林業振興・環境部においても、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

なお、本通知により令和3年8月26日通知「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）」は廃止します。

記

- 1 積算方法の試行の適用に当たっては、「土木工事標準積算基準書」及び「港湾請負工事積算基準」は「治山林道必携」及び「治山林道事業留意事項」に読み替えます。
また、「技術管理課」は「治山林道課」へ読み替えます。
- 2 令和3年10月6日以降に受注者より事前協議があった工事に適用する。